

東京成徳大学子ども学部履修規程

(趣旨)

第1条 東京成徳大学子ども学部[位置：東京都北区十条台1丁目7番13号](以下「本学部」という。)において開設する授業科目の履修については、東京成徳大学学則の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(教育課程の編成)

第2条 教育課程は、全学で開設する全学共通教養科目、本学部が開設する総合教養科目、専門科目からなり、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 東京成徳大学学則第20条の規程に基づき、授業科目及び単位数は別表1-1及び別表1-2のとおりとする。

(単位算定の基礎等)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次表の基準により算定する。

授業科目の区分	1単位あたりの授業時間
講義科目	15時間
演習科目	30時間
実習及び実技科目	30～45時間

2 授業科目のうち、1年間にわたり継続するものを通年科目と称し、前期又は後期で完結するものを半期科目と称する。

3 講義科目のうち、『健康づくりと生涯スポーツⅠ』については、当該授業による教育効果等を考慮し、1単位あたりの授業時間を30時間とする。

4 演習科目のうち、『保育・教職実践演習(幼・小)』については、当該授業による教育効果等を考慮し、1単位あたりの授業時間を15時間とする。

5 課題研究A及びBは、学修の成果を評価して単位を授与することとし、必要な学修等を考慮して、それぞれ3単位とする。

(卒業に必要な修得単位数)

第4条 卒業するために必要な修得単位数は、124単位以上とする。

(履修方法)

第5条 総合教養科目は、「共感」、「共生」及び「表現」に区分し、それぞれ6単位以上、なおかつ全学共通教養科目とあわせて、配当された年次及び学期に合計36単位以上を修得する。

2 専門科目は「必修科目」並びに「子育て支援」、「幼児・児童の教育」、「児童福祉」、「子どもの心理」及び「子どもの文化・ビジネス」の5系列に区分する。その履修方法は、次のとおりとする。

(1) 「必修科目」は、配当された年次及び学期に11科目20単位を修得する。

(2) 5系列に属する授業科目については、配当された年次及び学期に、それぞれ8単位以上、合計60単位以上を修得する。

3 第1項及び第2項のほか、全学共通教養科目、総合教養科目及び専門科目の5系列の中から8単位を修得する。

4 4年次の課題研究A及び課題研究Bを履修するにあたっては、3年次終了時の累計GPAが2.00以上であることが望ましい。

(開設授業科目等の公示)

第6条 当該年度に開設する授業科目、単位数、通年、前期、後期等の区分は、原則として学年の始めに公示する。

(履修申請)

第7条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、通年科目と前期科目を4月の所定の期間内に、また後期科目を10月の所定の期間内にそれぞれ履修登録の申請を行わなければならない。

(単位履修制限)

第8条 1年間に履修できる単位数は48単位を上限とし、2年次以降においては、累計GPAが3.00以上の者は52単位まで、3.50以上の者は56単位まで認められる。ただし、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格及び小学校教諭一種免許状のうち2つ以上の免許・資格を取得しようとする学生の1年間に履修できる単位数は、58単位を上限とする。

(受講制限)

第9条 学部長は、特定の授業科目について受講者及び受講者数を制限することができる。

(履修科目等の指定)

第10条 学部長は、学科の教育上特に必要と認める場合には、特定の授業科目について、あらかじめ履修すべき科目又は修得すべき年次、学期を指定することができる。

(成績評価)

第11条 成績は、各科目の到達目標の達成度並びに学修成果が、試験やレポート、提出物、成果発表等の取り組みに基づき、総合的かつ適正・厳格に評価され、次表の評価基準にそって段階づけられる。

評価	区分	評価基準	GP	評価基準の記述
S	合格	90～100	4.0	当該科目の到達目標を十分に達成し、非常に優れた学修成果をおさめている
A		80～89	3.0	当該科目の到達目標を十分に達成し、優れた学修成果をおさめている
B		70～79	2.0	当該科目の到達目標を達成し、一定の学修成果をおさめている
C		60～69	1.0	当該科目の到達目標を最低限達成し、やや学修成果もみられる
D	不合格	0～59	0.0	当該科目の到達目標を達成せず、学修成果も不十分である

*GP (グレード・ポイント) は「各評価段階の得点」を示す。

注 1 他大学・短期大学で修得した単位認定などの評価は「認定」とし、GPA に参入しない。

注 2 履修登録した科目について、定められた期間内に、「履修取り消し」の手続きをとらず履修放棄した場合はD評価 (不合格) とする。

注 3 定期試験欠席者や再試験対象者への暫定的な評価について、所定の試験欠席事由により届出し、追試験実施対象となった場合は「追」、再試験対象者となった場合は「再」と表記する。

注 4 前項での最終評価は、追試験受験者は上表のいずれか、再試験受験者の評価は「B」、「C」、「D」のいずれかとする。

(GPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度)

第11条の2 学生の学業成績を測る基準として、GPA 制度を採用し、その計算方法は以下のとおりとする。

$$GPA = \frac{(S \text{ の単位数} \times 4) + (A \text{ の単位数} \times 3) + (B \text{ の単位数} \times 2) + (C \text{ の単位数} \times 1)}{\text{履修登録科目総単位数}}$$

*小数点第3位以下四捨五入

*分母の総単位数には、不合格科目 (評価が「D」) の単位数を含む。

*累計GPAは、入学後に履修した総ての科目についてのGPAを表示する。

*不合格科目となった授業科目を再履修した場合、以前不合格となった授業科目は累計GPA値算出対象外とする。

(成績不振学生への特別アドバイスと退学勧告)

第11条の3 本学部は、科目ごとのGP及び学期や学年の累計GPAは2.00以上が望ましい達成のレベルとし、全学生に評価B以上の成績をめざすことを求める。他方、成績不振の学生に対しては、GPAを目安とする「特別アドバイス」と、成績不振の状態をいつまでも続けることを防止するための「学業経過観察期間」並びに「退学勧告」の制度を設ける。なお、「成績不振学生」とは休学者を除く、各学年の半期終了時のGPAが1.00未満の者とする。

2 「成績不振学生」は、次の半期の期間、担任もしくは担任から指定された者と原則として所定の期間に面談し、「特別アドバイス」を受けなければならない。

(1) 次の半期にGPAが1.00以上になったときは、「特別アドバイス」の対象から外れる。

- (2) 学部長は、「特別アドバイス」の実施期間中に、当該対象者と連絡がとれず面談を実施することができない、或いは指定した面談を欠席した場合は、本人並びに保証人に「学業経過観察期間」に入ることと通知する。
- (3) 学部長は、「学業経過観察期間」中に、当該対象者が指定した面談に欠席した場合は、本人並びに保証人に「厳重注意」を通知する。
- (4) 「厳重注意」が3期連続し、または通算で4期となった場合、教授会の意見を聴いて、学長が「退学勧告」を行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、成績不振学生への特別アドバイスと退学勧告の実施に関し必要な事項は別に定める。

(転学部)

第12条 転学部した学生の転学部する前に修得した単位の認定は、別に定める。

(外国人留学生及び帰国子女学生)

第13条 外国人留学生及び帰国子女学生の学修に関して必要な事項は、別に定める。

(3年次編入学生に対する特例)

第14条 3年次に編入学した学生については、編入学前に他大学等で修得した単位のうち、62単位以下を本学の1年次又は2年次において修得したものとみなすことができる。

2 個々の編入学生に対する既修得単位の認定については、別に定める。

(保育士資格の取得)

第15条 保育士資格を取得しようとする者は、次表に掲げる単位数を修得しなければならない。

	必 要 単 位 数		
	教養科目	必修科目	選択必修科目
保育士	8単位以上修得。 内、「健康づくりと生涯スポーツⅠ」(1単位)、「健康づくりと生涯スポーツⅡ」(1単位)を含む。	35科目 52単位必修	「保育実習Ⅱ(保育所)」及び「保育実指導Ⅱ(保育所)」又は「保育実習Ⅲ(施設)」及び「保育実指導Ⅲ(施設)」のいずれか計3単位、その他の科目より計6単位以上、合計9単位以上修得

2 保育士資格の取得に関する授業科目は、別表2、3及び4のとおりとする。

(教育職員免許状の取得)

第16条 教育職員免許状(幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状)を取得しようとする者は、次表に掲げる単位数を修得しなければならない。

免許状の種類	必 要 単 位 数				免許状取得基礎資格
	領域及び保育内容の指導法に関する科目 (別表5のA)	教育の基礎的理解に関する科目等 (別表5のB)	大学が独自に設定する科目 (別表5のC)	免許法施行規則第66条の6に定める科目 (別表7のD)	
幼稚園教諭一種免許状	16単位	28単位	「大学が独自に設定する科目」の必修科目2単位及び最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」	日本国憲法2単位、体育(健康づくりと生涯スポーツⅠ及びⅡ)2単位、外国語コミュニケーション(「外国語(英語)Ⅰ及び外国語(英語)Ⅱ」、「外国語(中国語)Ⅰ及び外国語(中国語)Ⅱ」又は「外国語(韓国語)Ⅰ及び外国語(韓国語)Ⅱ」)2単位、情報機器の操作2単位	学士

			る科目」について、併せて 14 単位以上を修得		
--	--	--	-------------------------	--	--

免許状の種類	必要単位数				免許状取得基礎資格
	教科及び教科の指導法に関する科目 (別表 6 の A)	教育の基礎的理解に関する科目等 (別表 6 の B)	大学が独自に設定する科目 (別表 6 の C)	免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (別表 7 の D)	
小学校教諭一種免許状	31 単位	34 単位	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 2 単位以上を修得	日本国憲法 2 単位、体育（健康づくりと生涯スポーツ I 及び II）2 単位、外国語コミュニケーション（「外国語（英語） I 及び外国語（英語） II」、「外国語（中国語） I 及び外国語（中国語） II」又は「外国語（韓国語） I 及び外国語（韓国語） II」）2 単位、情報機器の操作 2 単位	学士

（注）「外国語コミュニケーション」は、「外国語（英語） I 及び外国語（英語） II」、「外国語（中国語） I 及び外国語（中国語） II」又は「外国語（韓国語） I 及び外国語（韓国語） II」のいずれかを選択し 2 単位を修得すること。

2 教育職員免許状の取得に関する授業科目は、別表 5、6 及び 7 のとおりとする。

（細目）

第 17 条 この規程の改廃は、教授会及び改正内容に応じて大学運営委員会、教育研究改善委員会の意見を聴いて学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、教育課程の履修に関して必要な事項については、学科長、学部長、学長が協議し、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項及び別表 1～6 の改正は、平成 20 年度第 1 年次入学者から適用し、平成 20 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに当該学科に平成 20 年度及び平成 21 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに当該学科に平成 21 年度及び平成 22 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに当該学科に平成 22 年度及び平成 23 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者は、なお従前の例による。また、当該学科に平成 23 年度及び平成 24 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者は、なお従前の例による。また、当該学科に平成 24 年度及び平成 25 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者は、なお従前の例による。また、当該学科に平成 27 年度及び平成 28 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者は、なお従前の例による。また、当該学科に平成 28 年度及び平成 29 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 29 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者は、なお従前の例による。また、当該学科に平成 29 年度及び平成 30 年度に編入学した者は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2019 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに 2019 年度及び 2020 年度に編入学した者は、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 11 条及び第 11 条の 3 に規定する成績評価基準、成績不振学生への特別アドバイスと退学勧告は、2019 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 4 項に規定する 4 年次課題研究 A 及び課題研究 B の授業科目履修者に求められる成績水準の設定は、2020 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2021 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに 2021 年度及び 2022 年度に編入学した者は、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2022 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに 2022 年度及び 2023 年度に編入学した者は、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2023 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに 2023 年度及び 2024 年度に編入学した者は、従前の例による。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の第 11 条の 3 第 1 項、第 2 項、同項第 2 号及び第 3 項の規定は、2023 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2024 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに 2024 年度及び 2025 年度に編入学した者は、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2024 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 2024 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに 2024 年度及び 2025 年度に編入学した者は、従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2025 年 3 月 31 日に子ども学科に在学する者並びに 2025 年度及び 2026 年度に編入学した者は、従前の例による。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の第 3 条第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、2025 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、改正後の第 11 条の 3 第 2 項 第 2 号 及び 第 3 号の規定は、2025 年 4 月 1 日に在学する者から適用する。

別表 1-1

全学共通教養科目教育課程表

授業科目 の区分	授業科目	授業 形態	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
全学 共通 教養 科目	哲学	講義	1-4		2	別表 1-1「全学共通教養科目」は、別表 1-2「総合教養科目」の「共感」、「共生」及び「表現」からそれぞれ 6 単位以上修得しなければならない単位とあわせて、配当された年次及び学期に合計 36 単位以上を修得しなければならない。
	歴史学	講義	1-4		2	
	文学	講義	1-4		2	
	法学	講義	1-4		2	
	経済学	講義	1-4		2	
	地球環境学	講義	1-4		2	
	地理学	講義	1-4		2	
	数理の基礎	講義	1-4		2	

別表 1-2

子ども学部教育課程表

授業科目 の区分	授 業 科 目	授業 形態	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
総合 教養 科目	共 感	医療と健康	講義	1	2	別表 1-2「総合教養科目」は、「共感」、「共生」及び「表現」に区分し、それぞれ 6 単位以上、なおかつ別表 1-1「全学共通教養科目」とあわせて、配当された年次及び学期に合計 36 単位以上を修得しなければならない。
		心理学 A	講義	1	2	
		心理学 B	講義	1	2	
		食物環境 I	講義	2	2	
		食物環境 II	講義	2	2	
		家族臨床演習 A	演習	3	1	
		家族臨床演習 B	演習	3	1	
		家族関係学	講義	3	2	
		ハンディキャップ論 A	講義	3	2	
		ハンディキャップ論 B	講義	4	2	
		子ども家庭支援の心理学	講義	4	2	
	共 生	教育学入門	講義	1	2	
		社会福祉	講義	1	2	
		日本国憲法	講義	1	2	
		冬季野外活動演習	演習	1	1	
		夏季野外活動演習	演習	2	1	
		教育社会学概論 A	講義	2	2	
		教育社会学概論 B	講義	2	2	
		ジェンダー論 A	講義	2	2	
		ジェンダー論 B	講義	2	2	
		野外活動論	講義	2	2	
		レクリエーション論	講義	2	2	
		レクリエーションスポーツ演習	演習	3	1	
		子どもの文化史演習	演習	3	1	
		野外活動実習	実習	3	1	
		教育と不平等	講義	4	2	
	表 現	外国語（英語）Ⅰ	演習	1	1	
		外国語（英語）Ⅱ	演習	1	1	
		情報機器の操作	講義	1	2	
		健康づくりと生涯スポーツⅠ	講義	1	1	
		健康づくりと生涯スポーツⅡ	実技	1	1	
		外国語（中国語）Ⅰ	演習	1	1	
		外国語（中国語）Ⅱ	演習	1	1	

専門科目		造形演習	演習	2		1	
		英語リーディング演習Ⅰ	演習	2		1	
		英語リーディング演習Ⅱ	演習	2		1	
		英語リスニング演習Ⅰ	演習	3		1	
		英語リスニング演習Ⅱ	演習	3		1	
		英文学講読	演習	3		1	
		外国語（韓国語）Ⅰ	演習	1		1	
		外国語（韓国語）Ⅱ	演習	1		1	
		音楽演習 A	演習	2		1	
		音楽演習 B	演習	4		1	
		必修科目	子ども学基礎演習 A	演習	1	1	
	子ども学基礎演習 B		演習	1	1		
	子ども理解の理論と方法		講義	1	2		
	子ども研究法 A		講義	2	2		
	子ども研究法 B		講義	2	2		
	キャリア形成（子ども領域）A		演習	3	1		
	キャリア形成（子ども領域）B		演習	3	1		
	課題研究 A		演習	4	3		
	課題研究 B		演習	4	3		
	子ども学入門 A		講義	1	2		
	子ども学入門 B		講義	1	2		
	子育て支援	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1		1	「専門科目」のうち「子育て支援」、「幼児・児童の教育」、「児童福祉」、「子どもの心理」及び「子どもの文化・ビジネス」の5系列の中から、それぞれ 8 単位以上修得し、合計60単位以上修得しなければならない。
		子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1		1	
		子どもの保健	講義	1		2	
		保育原理Ⅰ	講義	1		2	
		保育指導法演習（言葉と表現）	演習	1		1	
		保育指導法演習（人間関係）	演習	1		1	
		保育指導法演習（健康と表現）	演習	1		1	
		保育指導法演習（環境）	演習	1		1	
		子育て支援演習	演習	2		1	
		乳児保育Ⅰ	講義	2		2	
		乳児保育Ⅱ	演習	2		1	
		保育原理Ⅱ	講義	2		2	
		保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	3		1	
		保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	2		1	
		保育実習指導Ⅱ（保育所）	演習	4		1	
		保育実習指導Ⅲ（施設）	演習	4		1	
		保育の指導法	講義	2		2	
		保育指導法演習（総合表現）	演習	2		1	
		保育内容総論（指導法演習を含む）	演習	3		1	
		子育て支援	演習	4		1	
		子どもの健康と安全	演習	2		1	
		乳児保育Ⅲ	演習	3		1	
比較保育論		講義	3		2		
比較保育演習		演習	3		1		
保育者論		講義	4		2		
保育実習Ⅰ（保育所）		実習	3		2		
保育実習Ⅰ（施設）		実習	3		2		
保育実習Ⅱ（保育所）		実習	4		2		
保育実習Ⅲ（施設）		実習	4		2		
子育て支援特論	講義	4		2			
特別支援教育	講義	4		2			
保育の計画と評価	講義	3		2			

		子どもの理解と援助	演習	2		1		
専門科目	幼児・児童の教育	基礎音楽Ⅰ	演習	1		1		
		基礎音楽Ⅱ	演習	1		1		
		基礎造形Ⅰ	演習	1		1		
		基礎造形Ⅱ	演習	1		1		
		運動遊び演習	演習	1		1		
		教育原理	講義	1		2		
		教育課程総論	講義	2		2		
		教育方法論（ＩＣＴ活用の理論と方法含む）	講義	2		2		
		教職概論	講義	2		2		
		児童教育概論	講義	2		2		
		教育実習指導Ⅰ	演習	2		1		
		教育実習指導Ⅱ	演習	3		1		
		教育実習指導Ⅲ	演習	4		1		
		教育制度論	講義	3		2		
		保育・教職実践演習（幼・小）	演習	4		2		
		教育学特論	講義	4		2		
		教育実習Ⅰ	実習	3		2		
		教育実習Ⅱ	実習	4		2		
		教育実習Ⅲ	実習	4		2		
		国語	講義	3		2		
		算数	講義	3		2		
		社会	講義	4		2		
		理科	講義	4		2		
		生活	講義	4		2		
		家庭	講義	4		2		
		外国語	講義	3		2		
		国語科指導法	講義	3		2		
		算数科指導法	講義	3		2		
		音楽科指導法	講義	3		2		
		図画工作科指導法	講義	3		2		
		体育科指導法	講義	3		2		
		社会科指導法	講義	3		2		
		理科指導法	講義	3		2		
		生活科指導法	講義	3		2		
		家庭科指導法	講義	3		2		
		外国語の指導法	講義	3		2		
		道德教育論	講義	3		2		
		特別活動論	講義	3		2		
		生徒指導（進路指導を含む）	講義	3		2		
		総合的な学習の時間の指導法	講義	3		2		
		子どもと健康	講義	2		2		
		子どもと人間関係	講義	2		2		
		子どもと環境	講義	4		2		
		子どもと言葉	講義	1		2		
		子どもと表現	講義	3		2		
		子どもと遊び	講義	4		2		
	児童福祉	子ども家庭福祉Ⅰ	講義	1		2		
		子ども家庭福祉Ⅱ	講義	2		2		
		子ども家庭支援論	講義	2		2		
		社会的養護Ⅰ	講義	2		2		
		社会的養護特論	講義	2		2		
		社会的養護Ⅱ	演習	2		1		

専門科目		障害児保育Ⅰ	演習	2		1
		障害児保育Ⅱ	演習	2		1
		施設臨床特論	演習	4		1
		児童養護施設特論 A	演習	4		1
		児童養護施設特論 B	演習	4		1
	子どもの心理	発達心理学Ⅰ	講義	1		2
		教育心理学	講義	2		2
		発達心理学Ⅱ	講義	2		2
		カウンセリングと面接演習 A	演習	3		1
		カウンセリングと面接演習 B	演習	3		1
		子どもと心理学	演習	3		1
		心理研究の基礎	演習	3		1
		教育相談	講義	1		2
		こころの分析	講義	4		2
		心理データの解析	講義	4		2
	子どもの文化・ビジネス	子どもビジネス入門	講義	1		2
		紙芝居制作演習	演習	2		1
		絵本制作演習	演習	2		1
		子どもの身体表現 A	演習	2		1
		子どもの身体表現 B	演習	4		1
		サウンドクラフト A	演習	2		1
		サウンドクラフト B	演習	2		1
		子どもの芸術文化 A	演習	2		1
		子どもの芸術文化 B	演習	2		1
		子どもの文化と環境	講義	2		2
		子どもビジネス演習	演習	2		1
		子どもマーケット論	講義	2		2
		子ども問題研究 A	講義	3		2
		子ども問題研究 B	講義	3		2
		子どもとメディア A	講義	3		2
		子どもとメディア B	講義	3		2
		子ども問題海外研修	演習	3		2
		青年文化論演習 A	演習	3		1
		青年文化論演習 B	演習	3		1
		発達環境へのアプローチ A	演習	3		1
		発達環境へのアプローチ B	演習	3		1
		子どもの生活と遊び特論	講義	4		2
		子ども問題特講 A	講義	4		2
		子ども問題特講 B	講義	4		2
		子どもの人権特講	講義	3		2
		子どもとビジネス特論	講義	4		2

別表 2 (第 15 条関係)

教養科目【保育士】

児童福祉法施行規則に定める科目及び単位数		左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	授業時間数	履修方法等
教科目	単位数					
外国語、体育以外の科目	10 単位以上	子ども研究法 A	講義	2	30	8 単位以上修得。内、「健康づくりと生涯スポーツⅠ」(1 単位)、「健康づくりと生涯スポーツⅡ」(1 単位)を含む。
		子ども研究法 B	講義	2	30	
		日本国憲法	講義	2	30	
		情報機器の操作	講義	2	30	
外国語		外国語（英語）Ⅰ	演習	1	30	
		外国語（英語）Ⅱ	演習	1	30	
		外国語（中国語）Ⅰ	演習	1	30	
		外国語（中国語）Ⅱ	演習	1	30	
		外国語（韓国語）Ⅰ	演習	1	30	
		外国語（韓国語）Ⅱ	演習	1	30	
体育		健康づくりと生涯スポーツⅠ	講義	1	30	
		健康づくりと生涯スポーツⅡ	実技	1	30	

(注)「外国語」は、「外国語(英語)Ⅰ及び外国語(英語)Ⅱ」、「外国語(中国語)Ⅰ及び外国語(中国語)Ⅱ」又は「外国語(韓国語)Ⅰ及び外国語(韓国語)Ⅱ」のいずれかを選択し 2 単位を修得すること。

別表 3 (第 15 条関係)

必修科目【保育士】

児童福祉法施行規則に定める科目及び単位数			左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	授業時間数
教科目		単位数				
目 保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	保育原理Ⅰ	講義	2	30
	教育原理	2	教育原理	講義	2	30
	子ども家庭福祉	2	子ども家庭福祉Ⅰ	講義	2	30
	社会福祉	2	社会福祉	講義	2	30
	子ども家庭支援論	2	子ども家庭支援論	講義	2	30
	社会的養護Ⅰ	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30
	保育者論	2	保育者論	講義	2	30
する 保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	発達心理学Ⅰ	講義	2	30
	子ども家庭支援の心理学	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30
	子どもの理解と援助	1	子どもの理解と援助	演習	1	30
	子どもの保健	2	子どもの保健	講義	2	30
	子どもの食と栄養	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	30
			子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	30
	保育の計画と評価	2	保育の計画と評価	講義	2	30
	保育内容総論	1	保育内容総論(指導法演習を含む)	演習	1	30

保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習	5	保育指導法演習（言葉と表現）	演習	1	30
			保育指導法演習（人間関係）	演習	1	30
			保育指導法演習（健康と表現）	演習	1	30
			保育指導法演習（総合表現）	演習	1	30
			保育指導法演習（環境）	演習	1	30
	保育内容の理解と方法	4	基礎音楽Ⅰ	演習	1	30
			基礎音楽Ⅱ	演習	1	30
			基礎造形Ⅰ	演習	1	30
			基礎造形Ⅱ	演習	1	30
			運動遊び演習	演習	1	30
	乳児保育Ⅰ	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	30
	乳児保育Ⅱ	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	30
	子どもの健康と安全	1	子どもの健康と安全	演習	1	30
	障害児保育	2	障害児保育Ⅰ	演習	1	15
			障害児保育Ⅱ	演習	1	15
	社会的養護Ⅱ	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	30
	子育て支援	1	子育て支援	演習	1	30
保育実習	保育実習Ⅰ	4	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	90
			保育実習Ⅰ（施設）	実習	2	90
	保育実習指導Ⅰ	2	保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1	30
			保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1	30
総合演習	保育実践演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	演習	2	30

別表 4（第 15 条関係）

選択必修科目【保育士】

児童福祉法施行規則に定める科目及び 単位数				左に対応して開設 されている教科目	授業 形態	単位 数	授業 時間数	履修方法 等
教科目		単位数						
保 育 の 本 質 ・ 目 的 に 関 する 科 目	各指定保育士養成施設において設定		15 単位 以上	保育原理Ⅱ	講義	2	30	「保育実 習Ⅱ（保育 所）」及び 「保育実 指導Ⅱ（保 育所）」又 は「保育実 習Ⅲ（施 設）」及び 「保育実 習指導Ⅲ （施設）」 のいずれ か計 3 単 位、その他 の科目より 計 6 単位 以上、合計 9 単位以上 修得
				子ども家庭福祉Ⅱ	講義	2	30	
				社会的養護特論	講義	2	30	
保 育 の 対 象 の 理 解 に 関 する 科 目				発達心理学Ⅱ	講義	2	30	
保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 する 科 目				子どもの文化と環境	講義	2	30	
				保育の指導法	講義	2	30	
				音楽演習 A	演習	1	30	
				音楽演習 B	演習	1	30	
				造形演習	演習	1	30	
				子どもと遊び	講義	2	30	
				子どもと表現	講義	2	30	
保 育 実 習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ（保育 所）	実習	2	90	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ （保育所）	演習	1	30	
	保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅲ（施設）	実習	2	90	
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅲ （施設）	演習	1	30	

別表 5（第 16 条関係）

【幼稚園教諭一種免許状】

A 領域及び保育内容の指導法に関する科目		単位数		
科目	単位数	開設授業科目		必修
領域に関する専門的事項	10 単位	子どもと健康	2	
		子どもと人間関係	2	
		子どもと環境	2	
		子どもと言葉	2	
		子どもと表現	2	
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	6 単位	保育指導法演習（言葉と表現）	1	
		保育指導法演習（人間関係）	1	
		保育指導法演習（健康と表現）	1	
		保育指導法演習（環境）	1	
		保育指導法演習（総合表現）	1	
		保育内容総論（指導法演習を含む）	1	
		発達環境へのアプローチ A		1
		発達環境へのアプローチ B		1
合 計	16 単位		16 単位	2 単位

B 教育の基礎的理解に関する科目等		開設授業科目	単位数	
科目	単位数		必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	10 単位	教育原理	2	
		保育原理Ⅰ		2
		保育原理Ⅱ		2
		教職概論	2	
		教育制度論	2	
		発達心理学Ⅰ	2	
		発達心理学Ⅱ		2
		教育心理学	2	
		特別支援教育	2	
		教育課程総論	2	
		児童教育概論		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4 単位	教育方法論（ICT活用の理論と方法含む）	2	
		子ども理解の理論と方法	2	
		教育相談	2	
教育実践に関する科目	7 単位	教育実習Ⅰ	2	
		教育実習Ⅱ	2	
		教育実習指導Ⅰ	1	
		教育実習指導Ⅱ	1	
		保育・教職実践演習（幼・小）	2	
合 計	21 単位		28 単位	8 単位

C 大学が独自に設定する科目		開設授業科目	単位数	
科目	単位数		必修	選択
大学が独自に設定する科目	14 単位	基礎造形Ⅰ	1	
		基礎造形Ⅱ	1	
		「大学が独自に設定する科目」の不足する 12 単位については、B の必修 7 単位分を充当し、尚、不足する 5 単位は、A の選択 2 単位、B の選択 8 単位の中から充当するものとする。		
合 計	14 単位		2 単位	

別表 6（第 16 条関係）

【小学校教諭一種免許状】

A 教科及び教科の指導法に関する科目		開設授業科目	単位数	
科目	単位数		必修	選択
教科に関する専門的事項	30 単位	国語	2	
		社会		2
		算数	2	
		理科		2
		生活		2
		基礎音楽Ⅰ	1	
		基礎音楽Ⅱ	1	
		基礎造形Ⅰ	1	
		基礎造形Ⅱ	1	
		家庭		2
		運動遊び演習	1	
		外国語	2	
		国語科指導法	2	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		社会科指導法	2	

		算数科指導法	2	
		理科指導法	2	
		生活科指導法	2	
		音楽科指導法	2	
		図画工作科指導法	2	
		家庭科指導法	2	
		体育科指導法	2	
		外国語の指導法	2	
合 計	30 単位		31 単位	8 単位

B 教育の基礎的理解に関する科目等		開設授業科目	単位数	
科目	単位数		必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	10 単位	教育原理	2	
		教職概論	2	
		教育制度論	2	
		発達心理学Ⅰ	2	
		発達心理学Ⅱ		2
		教育心理学	2	
		特別支援教育	2	
		教育課程総論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10 単位	道徳教育論	2	
		総合的な学習の時間の指導法	2	
		特別活動論	2	
		教育方法論（ICT活用の理論と方法含む）	2	
		生徒指導（進路指導を含む）	2	
		教育相談	2	
教育実践に関する科目	7 単位	教育実習指導Ⅰ	1	
		教育実習指導Ⅲ	1	
		教育実習Ⅰ	2	
		教育実習Ⅲ	2	
		保育・教職実践演習（幼・小）	2	
合 計	27 単位		34 単位	2 単位

C 大学が独自に設定する科目		開設授業科目	単位数	
科目	単位数		必修	選択
大学が独自に設定する科目	2 単位	この科目の単位は、B の必修科目のいずれか 2 単位を充当するものとする。		
合 計	2 単位			

別表 7（第 16 条関係）

D 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目		開設授業科目	単位数	
科目	単位数		必修	選択
日本国憲法	2 単位	日本国憲法	2	
体育	2 単位	健康づくりと生涯スポーツⅠ	1	
		健康づくりと生涯スポーツⅡ	1	
外国語コミュニケーション	2 単位	外国語（英語）Ⅰ		1
		外国語（英語）Ⅱ		1
		外国語（中国語）Ⅰ		1
		外国語（中国語）Ⅱ		1
		外国語（韓国語）Ⅰ		1
		外国語（韓国語）Ⅱ		1

数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2 単位	情報機器の操作	2	
合 計	8 単位		6 単位	2 単位

(注) 「外国語コミュニケーション」は、「外国語（英語）Ⅰ及び外国語（英語）Ⅱ」、「外国語（中国語）Ⅰ及び外国語（中国語）Ⅱ」又は「外国語（韓国語）Ⅰ及び外国語（韓国語）Ⅱ」のいずれかを選択し2単位を修得すること。